

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

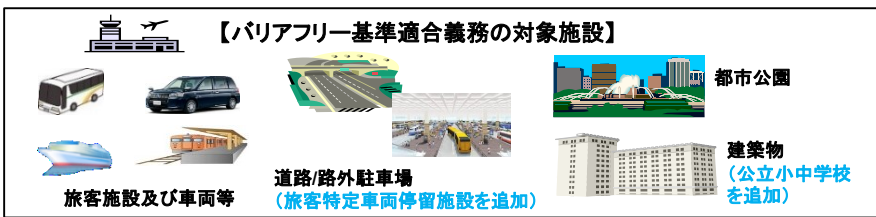
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

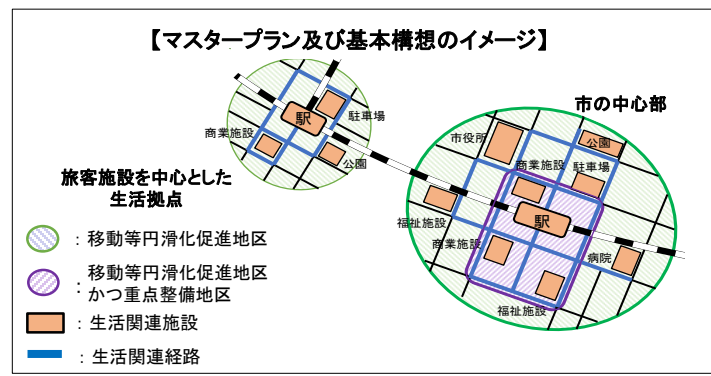
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、**新設等は義務、既存は努力義務**
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を**義務・努力義務化**
 - ・旅客施設等を使用した**役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守**(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの**協議への応諾義務**
 - ・旅客支援、職員に対する**教育訓練の努力義務**
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務**(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、**地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進**
- ・基本構想には、**ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには**具体の事業について位置づけることは不要**)
- ・定期的な評価・見直しの**努力義務**



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)